

# 介護保険料についてのお知らせ

介護保険制度は、高齢者等の暮らしを社会全体で支える仕組みです。40歳以上の方が加入者（被保険者）となり介護保険料を納め、介護が必要となった時に費用を一部負担することで、様々なサービスを利用できる制度です。介護保険料は3年ごとに見直しが行われます。

普通徴収の方（納付書で納める方）へ平成30年度分の介護保険料の納入通知書を送付しました。介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となりますので、納期限までに納付しましょう。

また、特別徴収の方（年金から天引きとなる方）へは特別徴収する保険料額等を記載した通知書をお送りしていますのでご確認ください。

## ○保険料の減額制度があります

生活困窮により、介護保険料の納付が困難な方を対象とした減額制度を実施しています。減額が決定すると、介護保険料段階が第2段階の方は第1段階の保険料額へ、第3段階の方は第2段階の保険料額へそれぞれ減額されます。対象となる方は、久慈広域連合又はお住まいの市町村の介護保険担当課で申請してください。

### 【対象となる方】

- ・介護保険料段階が第2段階又は第3段階の方
- ・世帯の年間収入が120万円以下の方（世帯員が3人以上の場合は、1人につき40万円を加算）
- ・固定資産税評価額が一定基準以下の方

### 【申請に必要なもの】

- ・介護保険料納入通知書又は特別徴収額決定通知書
- ・収入額を証明できる書類
- ・印鑑

## ○郵便局の窓口で

### 保険料の納付が可能になりました！

平成30年7月から、新たに東北各県の郵便局等の窓口で、介護保険料の納付が可能になりましたのでご利用ください。（7月中旬以降に発行された納付書から納付が可能となります。）



# 介護保険サービス利用時の負担割合の改正のお知らせ

介護保険サービスを利用する場合には、費用の一定割合が利用者の負担となります。利用者負担は、これまで1割又は2割としていましたが、平成30年8月以降に利用するサービス分から、65歳以上（第1号被保険者）の方のうち一定以上の所得がある方は、3割負担となります。

**Q** 負担割合が3割になる人はどういう人？

**A** 本人の合計所得金額が220万円以上の方。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で340万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人（本人含む）以上いる世帯で463万円未満の方は2割又は1割負担のままです。

**Q** 2割から3割になった場合、月々の負担が1.5倍になるの？

**A** 月々の利用者負担額には上限があります。上限を超えた場合は高額介護サービス費が給付されるので、全ての方の負担がこれまでの1.5倍となるわけではありません。

問い合わせ先 介護保険課 TEL 0194-61-3355

# 消防本部からのお知らせ

## ○台風へ備えて

一昨年の台風10号は記憶に新しいところですが、台風や大雨は毎年大きな被害をもたらします。しかし、台風は事前に備え、被害を未然に防いだり軽減することができる災害です。では、普段から出来る防災対策にはどのようなものがあるのでしょうか。いま一度、災害への備えを確認しましょう。



【台風10号により甚大な被害を受けた久慈市内】

### ① 家の外の備え

- ・窓や雨戸はカギをかけ、必要に応じて補強しましょう。
- ・側溝や排水溝は掃除して、水はけを良くしておきましょう。
- ・風で飛ばされそうなものは飛ばないように固定したり、家の中へ格納しましょう。

### ② 家の中の備え

- ・非常用防災用品や非常食、飲料水等を準備しておきましょう。
- ・万一の飛来物の飛込みに備え、カーテンやブラインドを下ろしておきましょう。

### ③ 避難場所の確認など

- ・付近の指定避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

### ④ 気象状況など

- ・気象情報や避難情報に注意し、不要不急な外出は控えましょう。特に海岸や河川には近づかないでください。

## ○危険物取扱者保安講習を行います

平成30年度の危険物取扱者保安講習を行います。消防法の規定により危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者が、3年毎の受講を義務付けられている法定講習です。

講習日：平成30年9月7日（金）

会場：久慈市防災センター（久慈消防署）

申込期間：平成30年7月20日（金）から8月20日（月）まで

受講申込書は久慈消防本部・消防署各分署で配布します。

詳しくは、久慈消防本部（TEL 0194-53-0119）までお問い合わせください。

